4　個人所得課税の見直し

（平成 33 年度分個人住民税～）

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

◎　給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

○　給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ。

給与所得控除・公的年金等控除	▲10 万円
基礎控除	＋10 万円（控除額：33 万円→43 万円）

◎　給与所得控除の見直し

○　給与所得控除が上限となる給与収入を 1,000 万円から 850 万円に引下げ。

・　控除の上限額：220 万円→195 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）

○　子育てや介護を行っている者(※)には負担増が生じないように措置。

（※）22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者

◎　公的年金等控除の見直し

○　公的年金等収入が 1,000 万円超の場合、控除額に上限を設定。

・　控除の上限額：195.5 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）

○　公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円超の場合、控除額を引下げ。

・　他の所得が 1,000 万円超：▲10 万円、2,000 万円超：▲20 万円

◎　基礎控除の見直し

○　合計所得金額 2,400 万円（給与収入 2,595 万円）超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逓減・消失する仕組みを設ける。

・合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下（給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下）　控除額：29 万円

・合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下（給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下）　控除額：15 万円

・合計所得金額 2,500 万円超（給与収入 2,695 万円超）　適用なし

５　地方のたばこ税

◎　たばこ税の見直し

○　たばこ税率の引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率１：１を維持した上で、地方のたばこ税率を平成 30 年 10 月１日から３段階で引上げ（国と地方あわせて１本当たり１円ずつ計３円）。

（税率：1,000 本当たり）

	現　行	改正案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
（参考）国のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

○　加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施。

（「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月１日から５年間かけて段階的に移行。）

６　地方税の電子化

◎　共通電子納税システム（共同収納）の導入

○　複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするため、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAX）を活用して、共通電子納税システムを導入。

※　地方法人二税、個人住民税（特別徴収分）等について、平成 31 年 10 月から導入。

◎　eLTAX の安全かつ安定的な運営のための措置

○　eLTAX の運営主体について、①組織運営のガバナンスの確立、②国の監督権限、③秘密保持義務を制度上措置するため、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として地方税法に位置付け。

◎　大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化（平成 32 年度～）

○　国税と同様に、資本金１億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告を義務付け。

7　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置を創設。（固定資産税）

○　バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設。
（固定資産税・都市計画税）

○　津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、対象施設等を追加した上、３年延長。（固定資産税）

○　新築住宅に係る税額の減額措置を２年延長。（固定資産税）

◎　ガス中小事業者に係る法人事業税の収入金額課税方式の見直し

○　ガス中小事業者（規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直し。

8　検討事項等

◎　都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

○　地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

○　こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

◎　特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

○　給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAXにより特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差違が生じないよう配慮しつつ検討する。

参 考 資 料

〔 平成30年度地方税制改正(案)関係 〕

総務省自治税務局

目　　次

〔森林環境税（仮称）等の創設〕
- 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設フレーム（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

〔地方消費税の清算基準の抜本的な見直し〕
- 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

〔固定資産税等〕
- 固定資産税の課税の仕組み（平成30年度～平成32年度）（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 条例減額制度について（案）・・7
- 平成30年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）・・・・・・・・・・・9
- 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

〔個人所得課税の見直し〕
- 個人所得課税の見直し（案）・・11

〔地方のたばこ税〕
- 地方のたばこ税の見直しについて（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- （参考）地方のたばこ税の見直しの全体像（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

〔地方税の電子化〕
- 共通電子納税システム（共同収納）の導入（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

〔主な税負担軽減措置等〕
- データのバックアップを行う事業の用に供する設備に係る課税標準の特例措置の創設（案）・・・・・・・・・・・・16
- バリアフリー改修が行われた主に実演芸術の公演等の用に供する家屋に係る税額の減額措置の創設（案）・・・・・・17
- 津波避難施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- ガス中小事業者に係る課税方式の見直し案（法人事業税の収入金額課税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

〔検討事項等〕
- 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設フレーム（案）

○ 平成36年度から森林環境税（仮称）の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。

○ 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度から譲与。

○ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税（仮称）の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税（仮称）の税収の一部をもって確実に償還。

※**次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税（仮称）の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。**

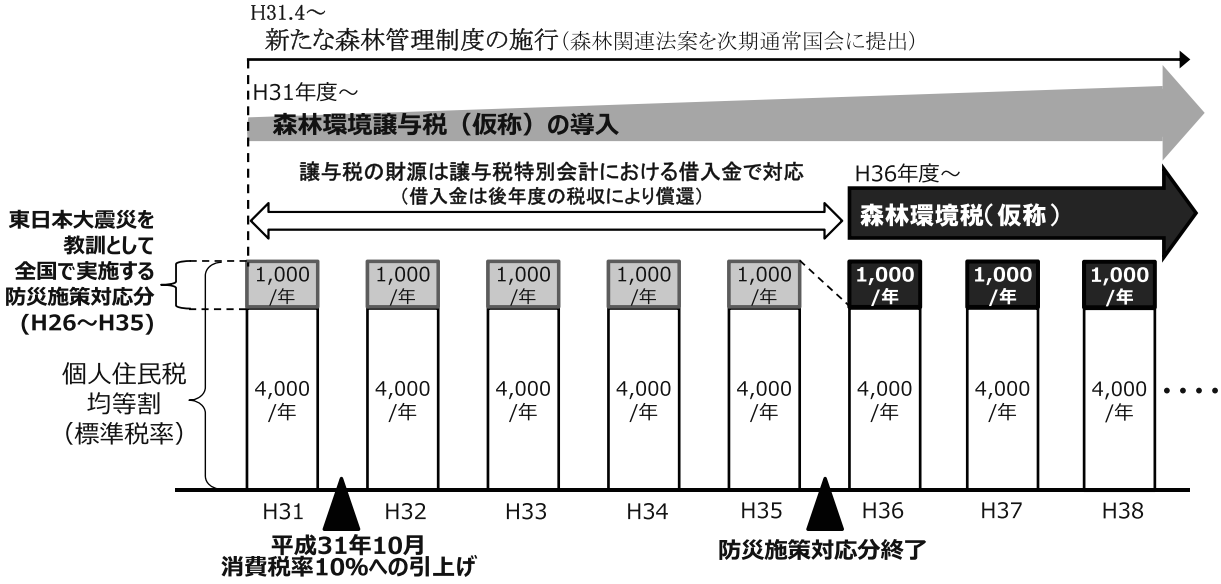

1

各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準（案）

○ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。

○ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の１割を譲与。
（制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。）

○ 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。

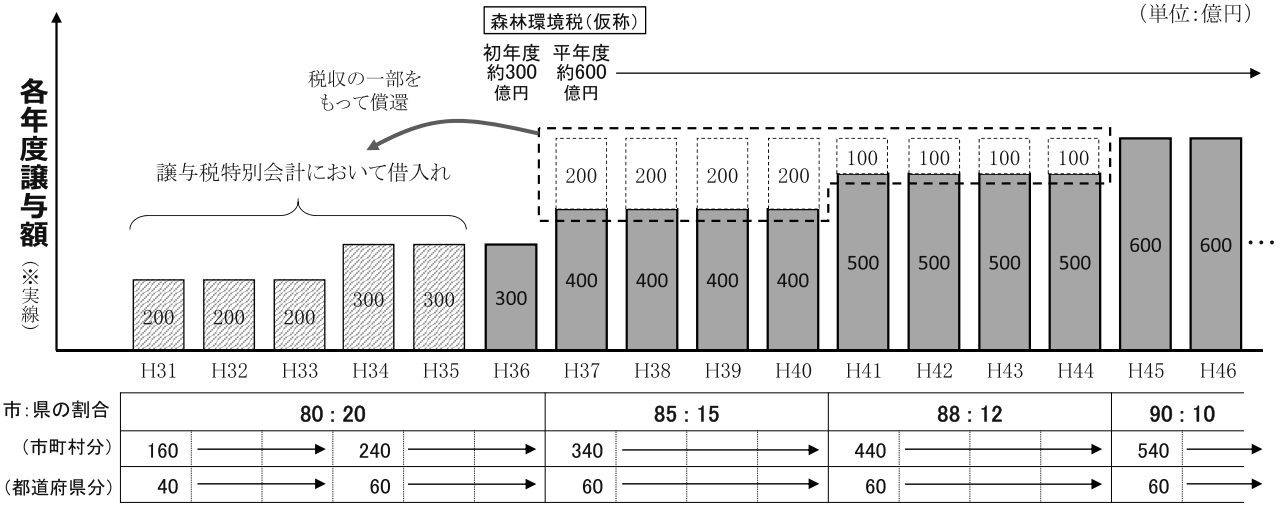

市：県の割合	80：20		85：15	88：12	90：10
（市町村分）	160	240	340	440	540
（都道府県分）	40	60	60	60	60

市町村分
- 50% ： 私有林人工林面積 （※林野率による補正）
- 20% ： 林業就業者数
- 30% ： 人口

都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収（約600億円程度）の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

2

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ（案）

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

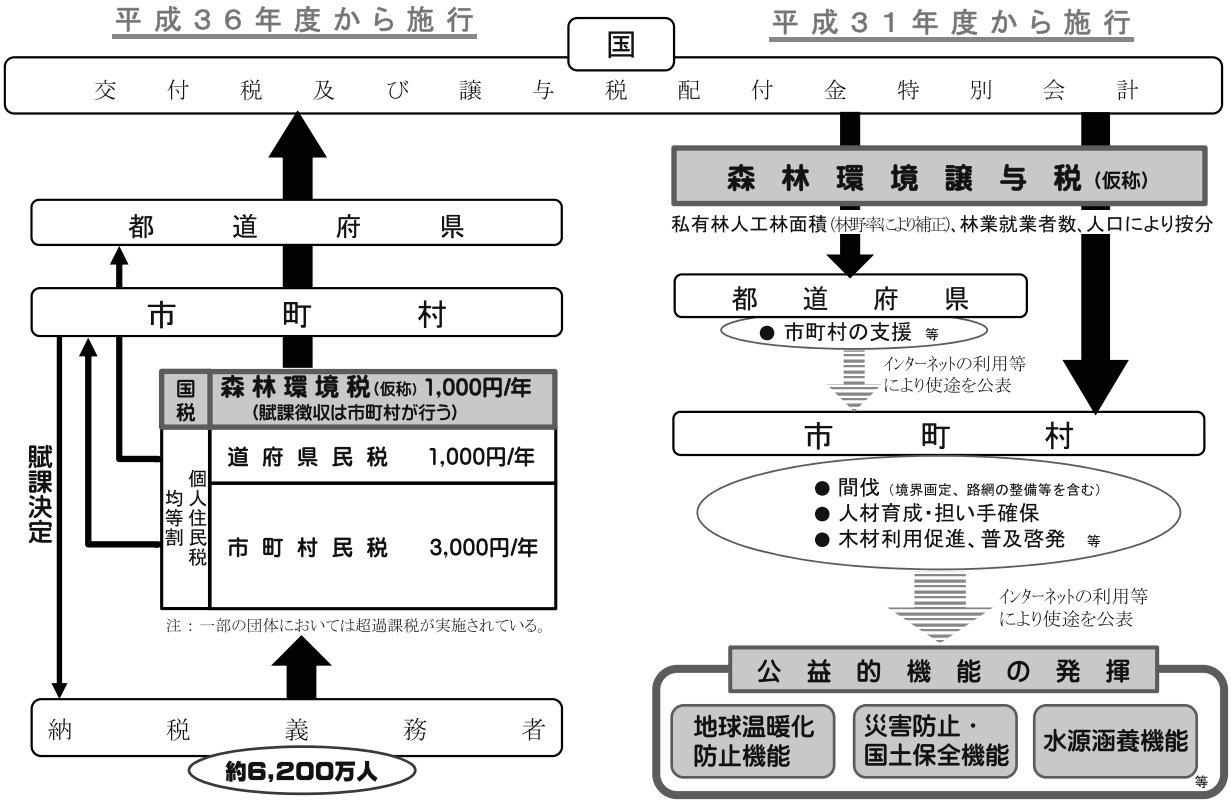

3

地方消費税の清算基準の抜本的な見直し（案）

〈見直し案〉

① 清算基準に使用する統計データのうち、以下のものを除外する。

	除外する統計データ	除外の理由
小売（商業統計）	百貨店(※)〔4.9兆円〕	持ち帰り消費等が多い
	家電大型専門店(※)〔4.4兆円〕	
	衣料品専門店(※)〔2.4兆円〕	
	衣料品中心店(※)〔3.1兆円〕	
	自動販売機による販売〔1.2兆円〕	売上額を本社等に一括計上
	医療用医薬品小売〔5.5兆円〕	非課税取引に該当
サービス（経済センサス）	建物売買業〔2.9兆円〕	売上額を本社等に一括計上
	娯楽に附帯するサービス業〔0.8兆円〕	
	社会通信教育〔0.005兆円〕	
	不動産賃貸業〔0.4兆円〕	非課税取引に該当
	不動産管理業〔1.8兆円〕	
	医療・福祉〔31.1兆円〕	
	火葬・墓地管理業〔0.04兆円〕	

※「通信・カタログ販売」（H29改正で除外済み）、「インターネット販売」（H29改正で除外済み）、「自動販売機による販売」によるものを二重に除外することのないよう調整。

② 統計カバー率を75%から50%に変更する。（参考）見直し後の統計データに基づく消費額：148.5兆円（年度間調整後）
消費税の課税ベース：295兆円

③ 統計カバー外（50%）の代替指標は人口とする。

4

地方消費税の清算基準の抜本的な見直し（案）

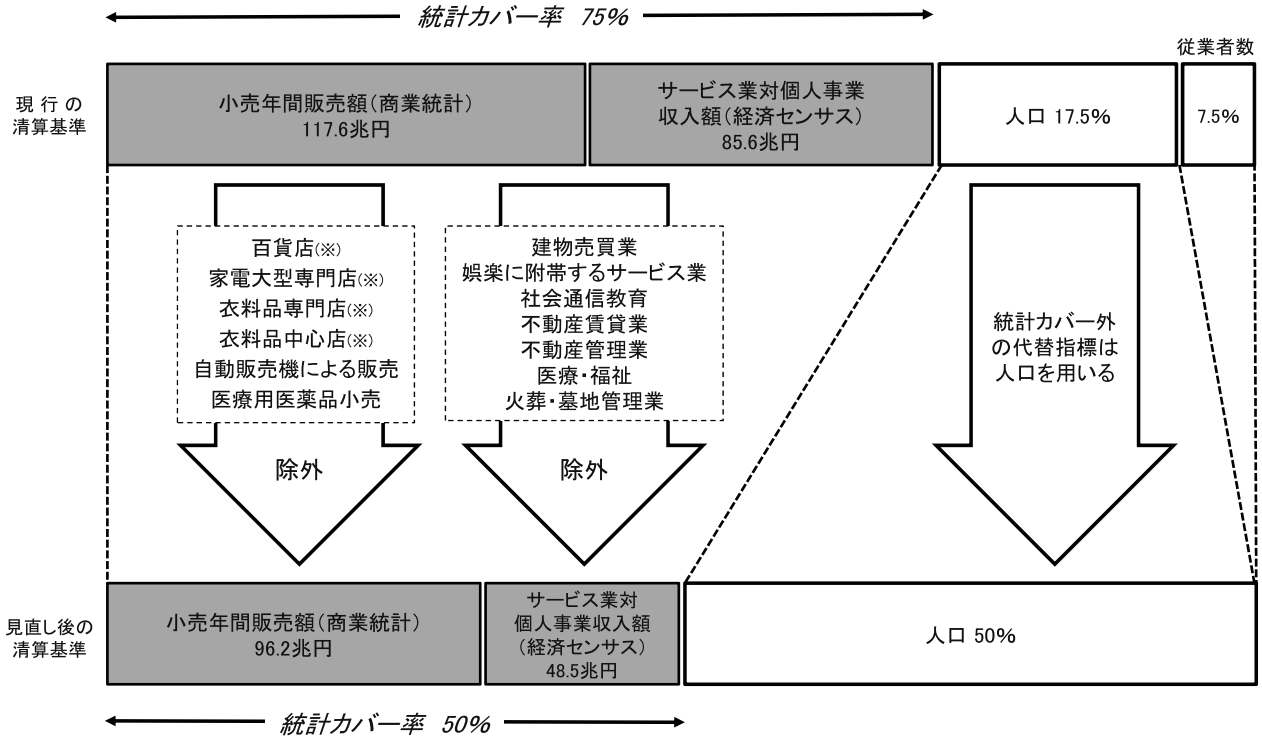

※「通信・カタログ販売」(H29改正で除外済み)、「インターネット販売」（H29改正で除外済み）、「自動販売機による販売」によるものを二重に除外することのないよう調整。

5

固定資産税の課税の仕組み（平成30年度～平成32年度）（案）

○ 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長する。

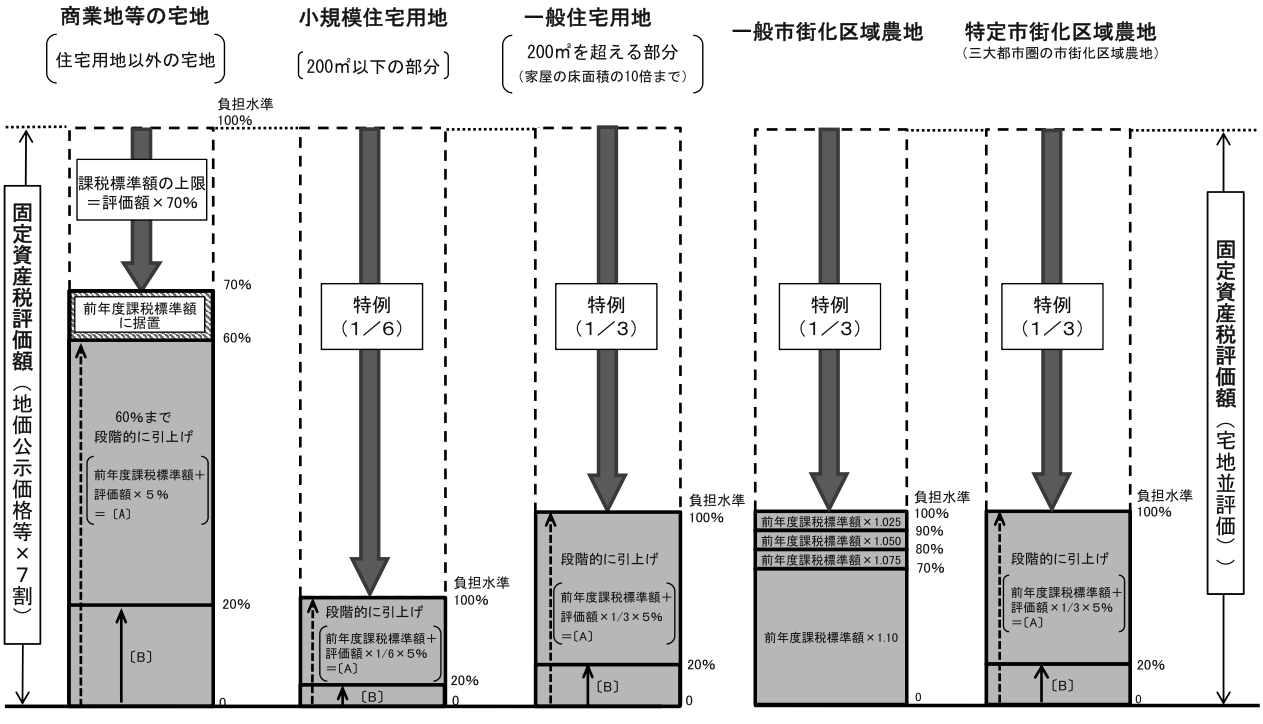

※　「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様に延長
※　負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合（負担水準＝前年度課税標準額/当該年度評価額（×住宅用地特例率））
※　〔A〕が「評価額（×住宅用地特例率）×20%」を下回る場合は、「評価額（×住宅用地特例率）×20%」に引上げ（＝〔B〕）

6

条例減額制度について（案）

○「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注１）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注１）前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率

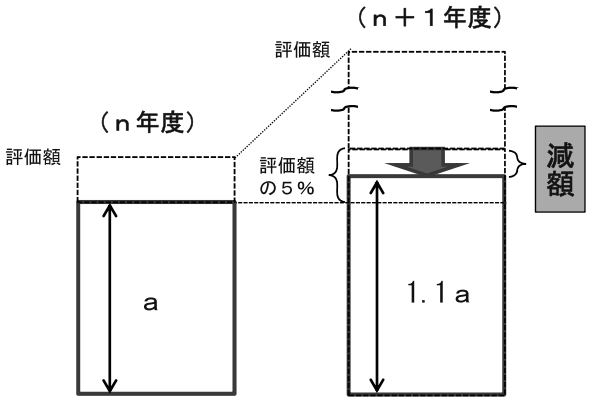

【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注２）を上回る時は、当該上回る税額を減額。

（注２）評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率

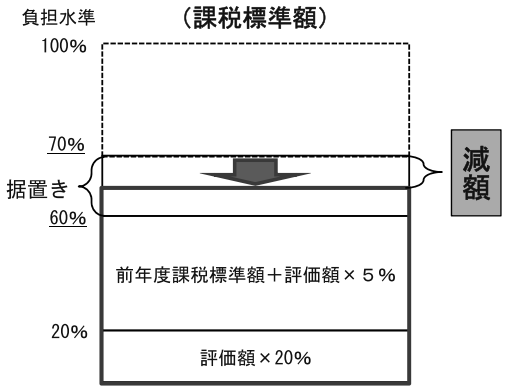

7

平成30年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

平成29年12月14日
自由民主党
公明党

第一　平成30年度税制改正の基本的考え方

3　地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(2)　土地に係る固定資産税の負担調整措置

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。

土地に係る固定資産税については、平成９年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、平成29年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

現下の商業地の地価の状況を見ると、三大都市圏では４年連続の上昇、地方圏では下落幅は縮小しているものの下落傾向が続いている。

そのため、平成30年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が生ずる一方で、地方では、地価下落の結果、負担水準が70%を超えて上昇する土地が数多く生ずると見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきである。

このような状況及び現下の最優先の政策課題はデフレからの脱却を確実なものとすることであることを踏まえ、平成30年度から平成32年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

一方、据置特例が存在することで、評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

8

不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

特例の内容

下記の特例を３年間延長（平成33年３月31日まで）

- 住宅・土地に係る税率の特例（４%→３%）
- 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を１／２に圧縮）

※いずれも、平成30年３月31日までの措置

【税率の特例】

○ 本則税率　４%（昭和56年度から）

○ 特例税率　・住宅（家屋）については３%に引き下げ（昭和56年度から）

・土地については３%に引き下げ（平成15年度から）

※　住宅用地については昭和56年度から平成14年度まで税額の減額特例により実質３%

【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の課税標準の特例】

○ 宅地評価土地の課税標準は、平成６年は１／２、平成７年は２／３、平成８年以降は１／２

（参考）宅地評価土地に係る税額の算定方法

税額 ＝ 固定資産税評価額 × （課税標準の特例）１／２ × （税率の特例）３%

9

生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置について（案）

集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる。

特例措置の内容

○ 以下の要件を満たす設備投資を対象

① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

（・中小企業は商工会等と連携し、設備投資計画を策定
・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定）

② 真に生産性革命を実現するための設備投資

（導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資）

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資

（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

○ 特例率は、3年間、ゼロ以上１／２以下で市町村の条例で定める割合とする。

○ 当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

※ 平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。（削除規定は平成31年４月１日施行）

10

個人所得課税の見直し（案）

平成33年度分以後の
個人住民税について適用

○ 働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

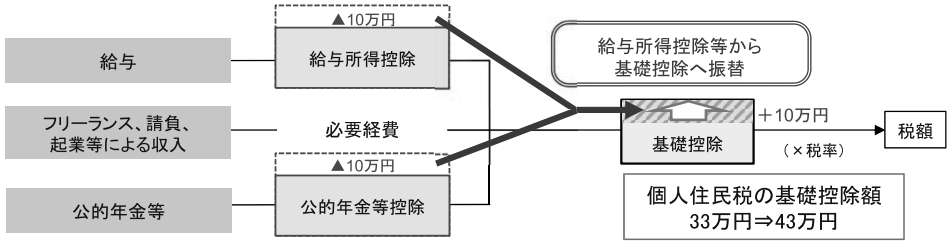

給与所得控除の見直し

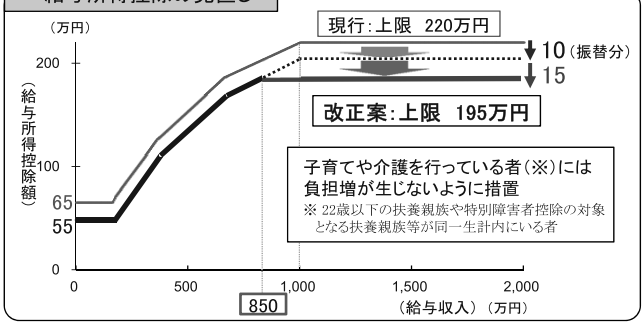

公的年金等控除の見直し

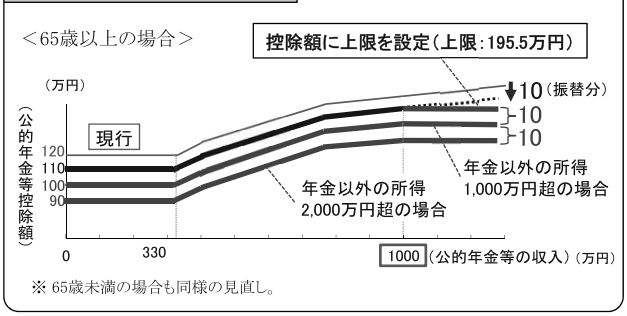

※ 65歳未満の場合も同様の見直し。

基礎控除の見直し

○ 基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が逓減、2,500万円超から消失する仕組みを設ける。

※「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」に伴い、合計所得金額を基準としている配偶者控除における配偶者の所得要件や非課税限度額における基準額等について、給与収入換算で要件等が変わらないよう所要の整備を行う。

11

地方のたばこ税の見直しについて（案）

○ たばこ税の見直しを以下のとおり実施する。
① たばこ税の税率を平成30年10月１日から段階的に引き上げる。
② 加熱式たばこについて
- 喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を創設する。
- 紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とすることとし、平成30年10月１日から段階的に実施する。

①：税率の引上げ

○ たばこ税の税率を平成30年10月１日から以下のとおり3段階で引き上げる（国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円）。

（税率：1,000本当たり）

実施時期等	合計	道府県たばこ税	市町村たばこ税	（参考）国のたばこ税 ※たばこ特別税含む
現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月１日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月１日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月１日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円

（注） 平成31年4月１日に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ（平成27年度税制改正）を、平成31年10月１日実施に延期する。

②：加熱式たばこの課税方式の見直し

○ 地方税法において、「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの製品特性を踏まえ、以下の課税方式とする。

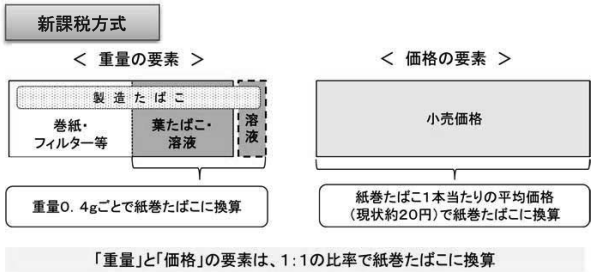

○ 上記の課税方式の見直しについては、平成30年10月１日から実施し、5年間かけて段階的に移行する。経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を1／5ずつ増やしていくこととする。

＜税率引上げに伴う所要の措置 ＞
1．たばこ税率の引上げに際し、手持品課税を実施する。
2．市町村たばこ税都道府県交付金制度について、所要の措置を講ずる。

12

（参考）地方のたばこ税の見直しの全体像（案）

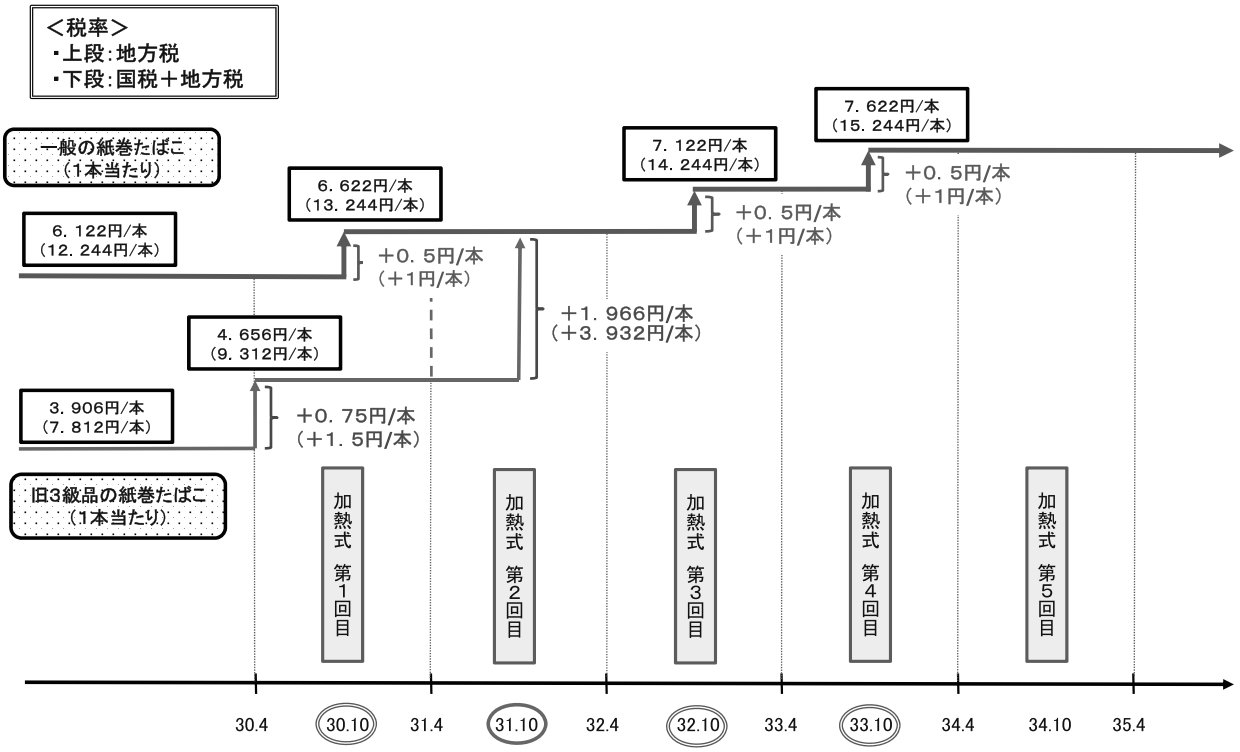

※1　平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引上げ（平成27年度税制改正）を、平成31年10月実施に延期する。
※2　加熱式たばこの経過期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1／5ずつ増やしていく。

13

共通電子納税システム（共同収納）の導入（案）

全地方団体が加入・運営しているeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を活用して、共通電子納税システムを導入するとともに、システム運営主体が公金を取り扱うための法令上の規定を整備する。

⇒　・企業は、全地方団体に対して電子納税可能に。
　　・複数の地方団体への納税についても、一度の手続きで可能に。

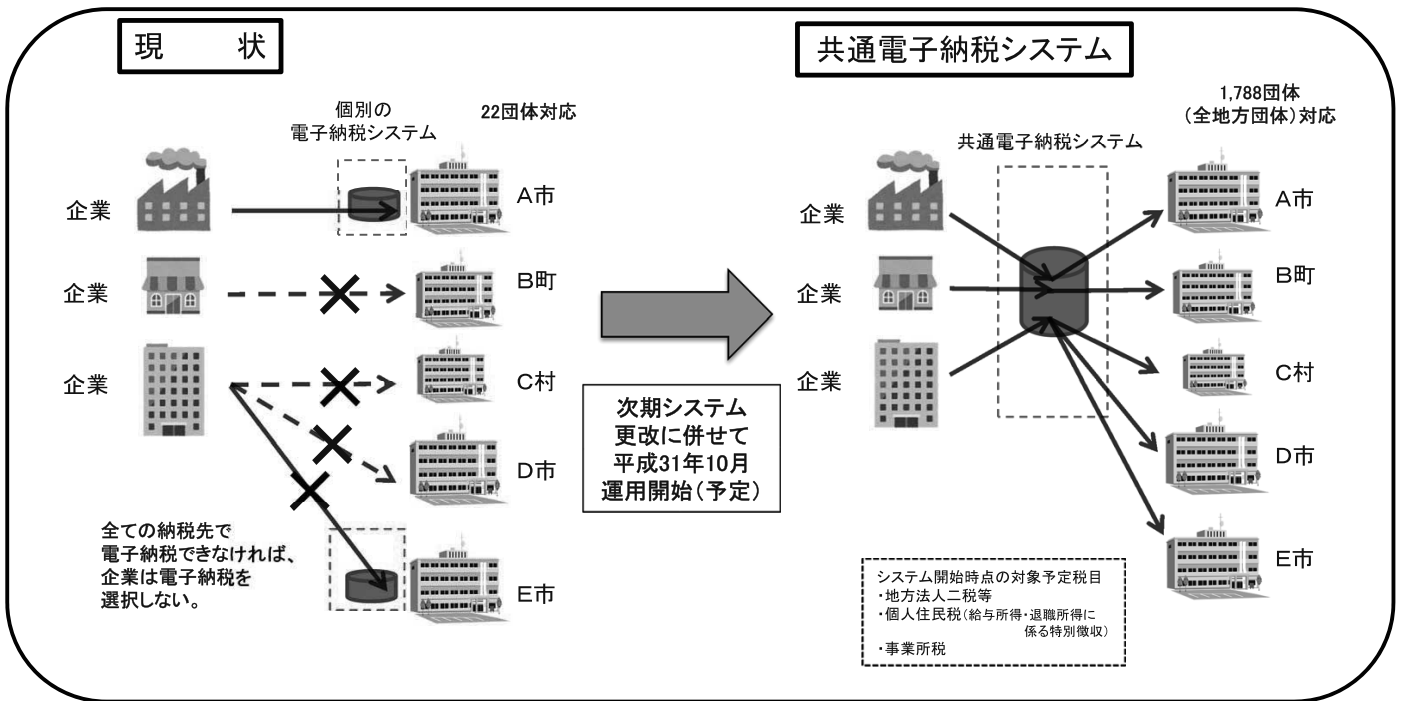

14

eLTAXの安全かつ安定的な運営のための措置（案）

共同収納の実施等、今後eLTAXの役割が拡大することを踏まえ、eLTAXが安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について以下の措置を講ずる（平成31年４月より施行）。

①組織運営のガバナンスの確立

- 地方の代表による意思決定機関の設置
- 組織運営の基本的事項（業務内容・業務方法書）を規定
- eLTAXの運営主体の役職員について、刑法の適用上、公務員とみなすことを規定

等

②国の監督権限

- eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令

等

③秘密保持義務

- eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定
- 情報管理のための規程作成の義務づけ
- 上記を担保するための罰則を規定

等

①②③を制度上措置するため、eLTAXの運営主体を、法律に設置根拠・組織運営が規定される法人（地方共同法人）として地方税法に位置づけ

＜地方税共同機構（仮称）の組織運営＞

○代表者会議【意思決定機関】：地方三団体が選任する首長・学識経験者により構成され、定款変更、予算・決算、事業計画等を議決するとともに、役員の任免、違法行為等の是正要求等により執行機関を監督。

○執行機関：理事長、理事（又は副理事長）、監事により構成され、業務執行、職員の任命、業務監査等を実施。

○運営審議会【審議機関】：代表者会議が任命する学識経験者により構成され、予算・決算、事業計画等について、執行機関に意見具申。

○地方三団体が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立（これに伴い、一般社団法人地方税電子化協議会は廃止）。

○電子申告システム等の運営、共同収納関係事務、地方税に関する調査研究・広報・地方団体職員向け研修等を実施。

※上記の他、地方税共同機構（仮称）が行う事務の規定整備等の所要の措置を講ずる。

15

首都圏のデータのバックアップのため首都圏以外に整備したデータセンターの設備に係る課税標準の特例措置の創設（案）

特例の概要（創設）

○　特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき、総務大臣から実施計画について認定を受けた電気通信事業者が、その認定に係る実施計画に記載された首都直下地震緊急対策区域※１内のデータセンターのバックアップのための一定の設備※２を取得し、同区域外において専らバックアップの事業の用に供した場合には、当該設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の３年間価格の３／４とする措置を平成32年３月31日まで講ずる。

※１　首都直下地震緊急対策区域 …… 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の全域、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部

※２　電気通信設備 …… ①サーバー
②ルーター、スイッチ、電源装置（直流に限る）、無停電電源装置、非常用発電機（①の設備と同時に設置されるものに限る。）

（対象設備イメージ）

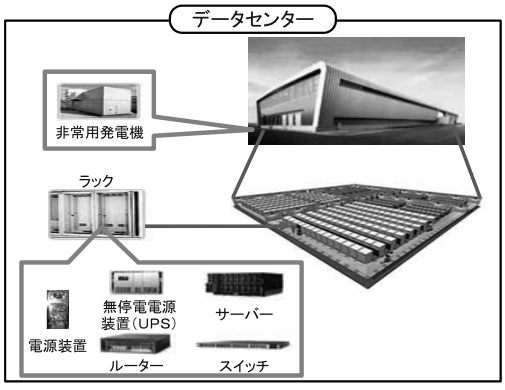

16

バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設（案）

特例の概要（創設）

○　特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のもの※について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の１／３に相当する金額（改修工事費の一定割合を上限とする）を２年度分減額する措置を平成32年３月31日まで講ずる。

※　一定の家屋 …… 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物のうち劇場、演芸場、集会場又は公会堂であって、主に実演芸術の公演等を行うことにつき文部科学大臣の認定を受けたもの

（建築物移動等円滑化誘導基準イメージ）

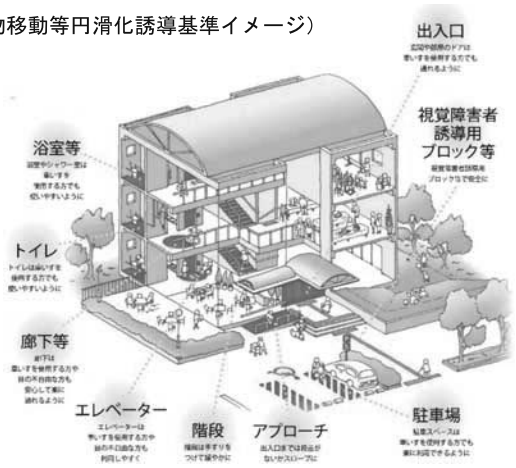

17

津波避難施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（案）

特例の概要（現行）

○　都道府県知事が指定する津波災害警戒区域において、市町村との管理協定の対象となった津波避難施設のうち、避難の用に供する部分並びに当該避難施設の敷地内において新たに設置された誘導設備（誘導灯・誘導標識）及び自動解錠装置について、固定資産税の課税標準を、５年度分価格の１／２（参酌基準）とする。

改正の内容

○　対象資産に市町村が指定した避難施設及び一定の避難の用に供する償却資産を追加し、特例率（参酌基準）を下記のとおりとした上、適用期限を３年間延長する。

対象資産		期間	価格に乗じる割合
家屋	償却資産		
協定避難施設（避難の用に供する部分）	誘導灯、**防災用倉庫** 誘導標識、**防災用ベンチ** 自動解錠装置、**非常用電源設備**	５年度分	１／２を参酌して１／３以上２／３以下で市町村の条例で定める割合
指定避難施設（避難の用に供する部分）			２／３を参酌して１／２以上５／６以下で市町村の条例で定める割合

※追加された対象資産は太字下線。
※「協定避難施設」及び「指定避難施設」は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難に資する施設であるが、「協定避難施設」は市町村が施設所有者等に代わり管理することが可能であるのに対し、「指定避難施設」は施設所有者等が自ら管理するものである。

18

新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長（案）

特例の概要（現行）

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
① 一般の住宅（②以外）	３年度分	１／２	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
② ３階建以上で耐火構造の住宅	５年度分		

※　床面積要件　　居住部分の床面積が５０㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は４０㎡）以上２８０㎡以下

※　居住割合要件　居住部分の床面積が当該家屋の床面積の１／２以上

改正の内容

適用期限を２年延長

19

ガス中小事業者に係る課税方式の見直し案（法人事業税の収入金額課税）

平成29年度税制改正大綱（抄）

現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。（中略）また、これらの業に係る中小法人については、近年における事業環境や競争状況の変化を踏まえつつ、課税のあり方について検討を行う。

見直し（案）

（見直しの対象）

・施設・設備の規模が相対的に小さい（20万kℓ以上のLNG基地を有しない）事業者

※ガス事業法の経過措置（競争が不十分として規制料金を存置）の対象事業者は、今回の見直し対象から除外。

※ガス事業法上、20万kℓ以上のLNG基地を有する事業者は、ガス製造事業の届出義務・LNG基地の第三者利用に関する法的規制の対象となっている。

（見直しの内容）

・資本金1億円以下の事業者：所得課税

・資本金1億円超の事業者　：外形標準課税＋所得課税

（現行）　　（見直し案）

ガス中小事業者	課税方式	→	ガス事業法改正	→	20万kℓ以上のLNG基地保有なし	
					資本金1億円超	資本金1億円以下
製造部門	収入金額	→	全面自由化（届出制へ移行）	→	外形＋所得	所得
導管部門		→	許可制・規制料金が存続	→	収入金額	
小売部門		→	全面自由化（登録制へ移行）	→	外形＋所得	所得

20

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

平成30年度税制改正大綱（抜粋）

（平成29年12月14日
自由民主党
公明党）

少子高齢化が加速する中、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを地方公共団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することはますます重要性を増している。こうした観点から、消費税率引上げに併せ、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を段階的に進めるなど、地方税源の偏在是正に取り組んできたところである。

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10％段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

21

特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化（案）

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）について、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差違が生じないよう配慮しつつ検討する。

電子化のイメージ案

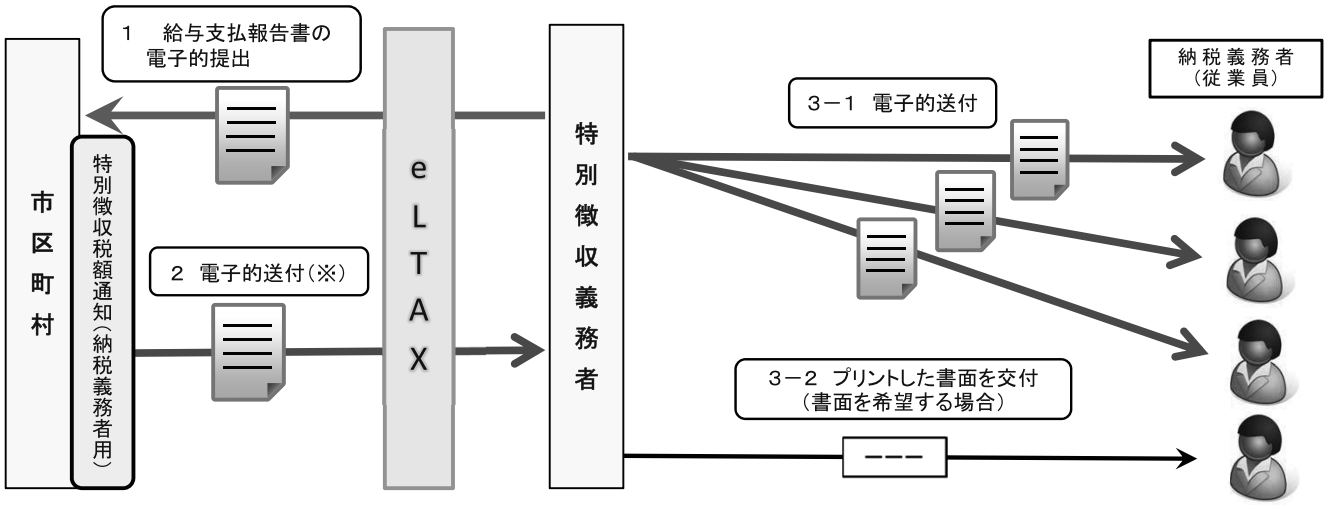

※　特別徴収義務者が書面送付を求める場合や、電子的送付に対応していない場合には、書面で通知を送付。

22

第5部　今年度の研究のまとめ

財政学研究の系譜
佐藤進先生の論考をもとに

関西学院大学　小西砂千夫

2017年度　第5回地方行財政ビジョン研究会資料

佐藤進「日本における財政学の歩み－日本財政学会創立50周年を記念して－」

- 1 日本財政学会の前史
- （2）日本における財政学の自立
- 日本における財政学は明治時代の末年に自立化の基礎を確立し，その上で大正期から昭和初期にかけていわゆる正統派財政学の成立をみる．代表者は小川郷太郎（京都大学），神戸正雄（同），堀江帰一（慶応義塾大学）であった．
- 小川郷太郎の『財政学』，神戸正雄の「租税研究第1巻」の刊行がなされたのが1919年であり，財政学の中心は京都で形成されるにいたった．小川郷太郎（1876～1945),神戸正雄(1877～1959)の財政学はいずれもドイツ社会政策学派の影響の下に形成されているが，小川はその後政治家の道を進む一方，神戸は財政学者として第二次大戦後までその影響力を保った．神戸正雄はドイツ留学中ゲオルク・フォン・シャンツに師事し，租税研究シリーズを中心に生涯50冊以上の著書を公刊した．堀江帰-(1876～1927)の財政学はアメリカとイギリスでの留学経験によって，バステーブルの影響の濃いものとして形成された．彼は自著「財政学』（1908年初版1912年・16年・22年に改訂増補）の公刊まで，半分はバステーブルの大著の訳読，半分は自分の原稿の朗読で講義をすすめた．官学においてワグナーらのドイツ財政学の祖述がなされていた時，私学では英米流の自由主義財政学が伝えられていたわけであり，これはアメリカ留学を伝統とした早稲田大学の場合にもいえることであった．

- （3）正統派財政学への批判
- 明治末期から大正中期にかけての1910年代に成立した日本の正統派財政学は，日本における民主主義運動の戦前期の高まりをあらわす大正デモクラシーの影響の下に．成立と同時にはげしい批判にさらされることとなった．
- 正統的学説に対して，批判者の1人である土方成美（1890～1975)は，「財政は実に購買力の強制配分に依る個人活動の調節を以て其の本質として作用する」と述べ，「購買力の強制配分」が財政学の基本概念であるとした（『財政学の基礎概念』、1923年）。
- 日本財政学会の創設者の一人である井藤半彌(1894～1974)の『財政学原理』(1931年）と，その主著となった「租税原則学説の構造と生成」(1935年）も，正統派財政学への批判から出発するものであった．井藤は財政の基本概念を「強制獲得経済」（ドイツ語でZwangserwerbwirtschaft)に求め，この「強制獲得経済」は租税経済に典型的にあらわれるとした．ここから「課税に伴う社会的価値の喪失を最少ならしめる」のが課税の最高原則であるとしたが，この租税配分原則はワグナー以後の西欧の租税原則論の包括的な研究に裏付けられたものであった．
- 正統派財政学に対する批判は，土方成美とならんで東京帝国大学の財政学の教授であった大内兵衛（1888～1980)によってより徹底した形で行われた．大内兵衛はその「財政学大綱」上・中巻(1930年，31年）において，「社会科学としての財政学」を提唱し，社会科学の歴史性，経費支出・租税負担分配の階級性を説き，社会変革の必要性を説いた．彼はその時局批判的言動によって戦時中大学をはなれることを余儀なくされた．
- なお日本におけるケインズ理論導入の経路についてみると，永田清「財政学の展開」(1942年）が「新しい公債論」を紹介している．…中略…なお永田は1943年の論文「公共投資の理論」（東京帝国大学「経済学論集』所載）では，ケインズ一般理論における乗数理論を全面的にとりいれており，彼がいちはやくケインズ理論に関心をもち，その導入を企図していたことがわかる．

佐藤進「日本における財政学の歩みー日本財政学会創立50周年を記念してー」(つづき)

- 2　日本財政学会の創立と戦後の再建
- (1) 日本財政学会の創立と戦時下の活動
- 新学会の理事には，井藤半彌，大畑文七，小山田小七，神戸正一，汐見三郎，高木寿一，時子山常三郎，永田清，長谷田泰三，花戸龍蔵，三田村一郎，の11名が名を連ね，創立大会は1940年10月26日東京神田の学士会館で開かれた．大会設立の経過については井藤半彌が事務担当理事として報告を行い，全員総数63名であることが報告された．

- (2)戦後の再建
- 戦争末期から終戦後にかけて学会活動の中断が5年間つづいた後，1949年5月第5回研究総会が東京商科大学(一橋大学の前身)で開かれた．戦後第1回の学会であり，この時の会員数は約90名であった．
- (1949年の第6回研究総会の)第2日には，ちょうどこの年の9月に発表されたシャウプ税制使節団の報告に議論が集中した．平田敬一郎(大蔵省主税局長)「シャウプ勧告と国税改革」，井藤半彌「附加価値税の修正案」，汐見三郎「シヤウプ勧告の特性」などの報告がなされた．井藤半彌と汐見三郎はシャウプ税制使節団の公式顧問(offcial adviser)をつとめた日本の代表的財政学者であり，汐見三郎はシャウプ勧告に応じて設立された日本租税研究協会の初代会長をつとめた．/ 戦後の日本の財政学に与えたシヤウプ勧告の影響には大きなものがあり，日本の財政学者は勧告の基礎にある財政論と対決することによって自らの学説を展開させることとなった．

- (3) 第10回大会における財政学方法論争
- 日本財政学会は戦後の再建過程の終期にあたる1953年の第10回大会(於京都大学)で注目さるべき財政学方法論争を行った．「マルクス経済学と財政学方法論」を共通論題として行われたこの論争については回顧的に言及する人々も多い．報告者は宇佐美誠次郎(法政大学)，武田隆夫(東京大学)，大谷政敬(愛媛大学)，西川清治(大阪市大)の4人で座長は大内兵衛がつとめた．宇佐美誠次郎は戦後の財政学の在り方を論じた論文「財政学の独自性について」(1949年10月)において，従来の財政学が財務行政技術の体系を論ずる「独自の財政学」として発達したことを批判し，財政学はスミスやリカアドが展開した政治経済学の一部として再建されなければならないと論じていた．この主張に対して武田隆夫は，経済学がその発展過程で政治的要素を排除していった経過に着目して，財政学は資本主義の発展段階に即応した財政現象と財政思想の批判の学として展開されねばならないと論じた．経済学の原理論と財政学は分離して論ずべきであるというのが武田の議論であり，その基礎には当時日本の経済学界で影響力をましつつあった宇野弘蔵の資本主義発展段階論があった．
- 長老財政学者の報告にまじって，宮本憲一，佐藤進，肥後和夫の報告が行われたことにもふれておきたい．なお本大会に前後する第8回～第11回大会(1951～54年)における報告者として，大川政三，西村紀三郎，恒松制治，柴田徳衛らの名前がみられ，これらの人々は，戦後に活動を開始した戦後第一世代の財政学者達であった．

佐藤進「日本における財政学の歩みー日本財政学会創立50周年を記念してー」(つづき)

- 3財政学の発展と動向
- (1) 1960年代の動向
- 日本の財政学の戦後の発展は，在来の財政学とフィスカル・ポリシィとマルクス主義財政学の3学派の鼎立の形で行われるようになった．それぞれの学派が代表的な財政学教科書をもつようになったのが，1950年代中期から60年代はじめにかけてであった．すなわち，在来の制度論的アプローチによる教科書としては，井藤半彌「財政学」(1949年初版，その後13版まで改訂を続けた),木村元一『近代財政学総論』(1958年)，井手文雄『近代財政学」(1956年)，フィスカル・ポリシィ論を中心とした近代経済学的財政学では，木下和夫・藤田晴・橋本徹「現代財政政策の理論」(1958年)。マスグレイブ『財政理論Ⅰ～Ⅲ』，木下和夫監訳(1961～62年),マルクス主義財政論の立場では，武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『近代財政の理謝(1955年)，島恭彦『現代の国家と財政の理論」(1960年)などであった．
- 1960年代後半の財政学会では，近代経済学関係で藤田晴，宇田川璋仁，橋本徹，大熊一郎などの発表があいついで行われ，注目を集めた．

- (2) 1970年代の動向
- 1970年代は日本の財政学会にもう一つの新しい小学派が加わった時代であり，それは公共経済学の登場であった．
- この時期に戦後第二世代ともいうべき若手学者が，学会報告をリードするようになったことが注目されるのである．あえて名前をあげるならば，石弘光，野口悠紀雄(一橋大学)，林健久，貝塚啓明(東京大学)，池上惇(京都大学)，和田八束(立教大学)，牛嶋正(名古屋市立大学)，米原淳七郎(広島大学)，本間正明(大阪大学)などが学会に登場し議論の中心に座る形となり，ここに学会の世代交替が進んだのである．1970年代には，近代経済学関係の学者が地方財政研究に参入するようになったことをも，付記したい．

- (3) 1980年代の動向
- 1980年代の学会の動向からして，今後に継続されるであろう日本の財政学のあり方を展望するとすれば，次のような点があげられよう．
- 第1は，財政学の国際化の動きであり，これは好むと好まざるとを問わず，今後の日本の財政学者の課題となるであろう．日本の財政学は，欧米財政学の輸入の形ではじまったが，20世紀に入ってからは財政学の自立化の傾向もはっきりとあらわれるようになっている．太平洋戦争における学問上の鎖国以後，今度はアメリカの財政論の影響，1970年代中期以降は公共経済学の影響が著しい．戦前の財政学者(とくに官立大学のそれ)がドイツ留学したのを超える勢いで，戦後はアメリカ留学者が増え，戦後第二世代の学者の中にとくにその影響が著しい．こうした外国の影響から自立した日本の財政学の建設が課題となるが，学問の国際化を積極的に活用し，日本の財政学を外人に知らせる努力も必要となる．
- 第2に，日本の財政学における諸学派の競合的発展の今後という問題がある．戦後の日本の財政学は，①制度論を中心とした伝統的財政学，②フィスカル・ポリシイを中心とした近代経済学的財政学，③マルクス主義経済学の影響を受けた批判的財政学の3学派の鼎立の形で発展してきた．伝統的財政学はなお健在であるが，それは財務行政技術の体系が財政であるという研究分野の特質による．フイスカル・ポリシイを中心とした財政学は，1970年代以降におけるケインズ経済学の動揺(その無効性への各派の批判による)から，一時期のような新鮮さを失っている．代わって公共経済学が力を増すにいたっているが，公共財理論、公共選択論等の実際的有用性はなお実証されない状況にある．マルクス主義財政学は，歴史研究に一定の成果を持つものの，マルクス経済学の革新的意義の低下とともに地盤を沈下させており，実証科学としてこれを再建するためには，なおさまざまな努力が必要となっている．3派の鼎立はしたがって均衡を失するようになることも今後において予想される．

- 小川郷太郎、1876（明治9）年、岡山県里庄町新庄の生まれ、1905（明治36）年東京帝国大学を卒業、大蔵省入省後、1919（大正8）年に京都帝国大学に新設された経済学部の講師に着任
- 神戸正雄、1877（明治10年）、愛知県一宮市の生まれ、東京帝国大学卒業、京都帝国大学法科大学助教授に就任、1917（大正6）年に京都大学法科大学長、1919（大正8）年に経済学部教授に
- 大内兵衛、1888（明治21）年、南あわじ市松帆の生まれ、1913（大正2）年に東京帝国大学卒業、大蔵省入省後、1919（大正8）年に東京帝国大学に新設された経済学部に着任
- 汐見三郎、1895（明治28）年、大阪市の生まれ、1915（大正4）年、京都帝国大学を卒業、大蔵省入省後、1919（大正8）年に京都帝国大学大学院に入学、1920（大正9）年に経済学部の講師に着任
- 永田清、1903（明治36）年、福岡県久留米市の生まれ、1927（昭和2）年慶応義塾大学経済学部卒業、同年4月に経済学部助手
- 柏井象雄、1907（明治40）年、兵庫県赤穂市の生まれ、1932（昭和7）年、京都帝国大学経済学部卒業、1936（昭和11）年関西学院大学商経学部助手に就任
- 木下和夫、1919（大正8）年、福岡県大牟田市の生まれ、1942（昭和17）年、京都帝国大学経済学部卒業、1948（昭和23）年大阪帝国大学経済学部助教授に就任
- 大川政三、1923（大正12）年、栃木県足利市の生まれ、1948（昭和23）年：東京商科大学卒業（指導教官：板垣與一、木村元一）、1959（昭和34）年一橋大学経済学部助教授
- 佐藤 進、1926（大正15）年、東京都中野区の生まれ、1947（昭和22）年東京帝国大学経済学部卒業、1977（昭和52）年東京大学経済学部教授

関西系大学（京都大学、関西学院大学、大阪大学）における財政学者の系譜

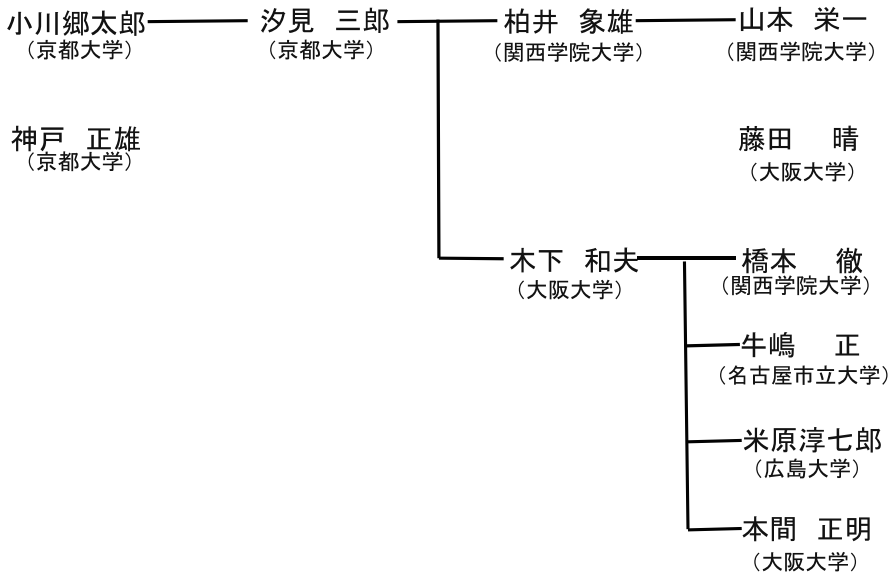

佐藤論文以降の財政学会に関する私見

- マルクス経済学系の財政学の衰退
- 伝統的財政学に対して応用ミクロ経済学を背景とした財政学が挑みかける構図
- 学会における石弘光vs本間正明の論争

- 彗星のごとく現れた神野直彦

- 経済財政諮問会議などを中心とした財政学者の政策運営への直接的参加

- そこで露呈される地方財政研究における制度研究の貧弱さ
- シャウプ勧告は税制研究としてしかできていないが、地方財政制度としては十分とはいえない、税はできても財はできないという自覚が必要
- 米原淳七郎『地方財政学』（有斐閣、1977年）が示している地方財政制度理解を越えて、財政学者の地方財政に対する制度リテラシーを高めなければ、不毛な議論が展開される懸念が今後もなくならない
- マスグレイブ流の財政の3機能論では、地方交付税制度は理解できないし、わが国の社会保障制度は説明がつかない（シャウプ勧告の枠組みの超克）